

学生の皆さま

【重要】授業等における著作物について

教育推進課

大阪公立大学・大阪府立大学・大阪市立大学での授業等（授業支援システム Moodle を含む）で配付されている教材や資料、動画、その他の著作物に関する権利は、それを作成した著作者に帰属しています。（引用物については引用元の著作権者）

授業等（授業支援システム Moodle を含む）で配付されている教材や資料、動画は、個人の学修のために使用することは問題ありませんが、複製したり、複製したものを他者に頒布したりする行為は、著作権法上禁止されており、処罰の対象となることがあります。

<例>

- ・授業支援システム（Moodle）に掲載されている動画をダウンロードして、著作者（この場合はその動画を作成した教員）の許諾なしに、動画配信サイトや SNS にアップロードした。
- ・授業で配付された資料を著作者（この場合はその資料を作成した教員）の許諾なしに、第三者へ渡した。

上記の例に限らず、他者の著作権を侵害する行為がないよう、授業上での教材や資料、動画の取り扱いには十分に注意してください。

<参考>著作権についてもっと詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

- ・著作権って何？（公益社団法人著作権情報センターWeb ページより）

<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/index.html>

- ・みんなのための著作権教室

<http://kids.cric.or.jp/>